

マイナンバーカードを使った コンビニ 交付サービスを 開始します！

3月1日[㊤]から、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書を搭載したカード）を使って住民票などの各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスを開始します。

いつでも
毎日午前6時30分
～午後11時
(年末年始を除く)

どこでも
全国の
コンビニエンス
ストアなどで

かんたんに
銀行のATMの
ような操作で

利用できる店舗

コンビニエンスストア、ショッピングセンター、ドラッグストアなどのマルチコピー機設置店舗（全国約56,000店舗）

利用時間

午前6時30分～午後11時 *店舗営業時間内のみ。年末年始（12月29日～1月3日）およびメンテナンス日は除く。

取得できる証明書と手数料

証明書の種類	取得できる人と範囲	手数料(1通)
住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> 町に住民登録がある人と同一世帯の人 	各200円
住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号（マイナンバー）や住民票コードが記載されたものは取得できません。 死亡や転出された人の除票は取得できません。 	
印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> 町に住民登録がある人で印鑑登録をしている人 	
所得課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> 証明対象年度の1月1日（賦課期日）と、証明書発行時点に町に住民登録がある人 最新の証明書のみ（証明書の内容は、毎年6月1日に更新されます） 収入状況の確認ができない人の証明書は取得できません。 <p>問合せ 税務課 町民税グループ ☎(0564)62-1111(内線161)</p>	
戸籍の附票	<ul style="list-style-type: none"> 町に本籍がある人と同一戸籍の人* 最新の附票のみで、除附票、改製原附票は取得できません。 	
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	<ul style="list-style-type: none"> 町に本籍がある人と同一戸籍の人* 最新の戸籍のみで、除籍、改製原戸籍は取得できません。 	
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	<ul style="list-style-type: none"> 出生届や婚姻届などの戸籍の届出をされてから、証明書が取得できるまでに10日程度かかります。 	

*町外に住民登録があり町に本籍がある人は、事前に戸籍の利用登録申請が必要です。申請方法は、地方公共団体情報システム機構のホームページをご覧ください。審査には1週間程度かかります。



◀地方公共団体情報システム機構のホームページはこちら

利用上の注意

- マイナンバーカード交付時に設定した「利用者証明用電子証明書」の暗証番号（数字4桁）が必要です。
- 暗証番号を3回間違えるとロックがかかり、コンビニ交付サービスを利用できなくなります。ロック解除には、住民課窓口で暗証番号再設定の手続きが必要になります。
- 条例などにより手数料が減免になる場合でも、コンビニ交付サービスでは有料となります。

サービスご利用前にマイナンバーカードの交付手続きを

STEP1 マイナンバーカードの申請（これから申請される人）

通知カード下部分の「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」を使用すれば、インターネット、郵便、証明写真機で申請できます。

*申請書が手元にない場合や住所変更、婚姻などにより記載事項に変更があった場合は、最新の情報の申請書が住民課窓口で再交付できます。詳細はお問い合わせください。

STEP2 マイナンバーカードの受け取り（すでにマイナンバーカードの申請をした人）

町から交付通知書（ハガキ）が届いたら、本人が必要書類を持参して住民課窓口でマイナンバーカードの受け取り手続きをしてください。



操作方法

①マルチコピー機で「行政サービス」を選択し、マイナンバーカードをセット

②利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を入力

ここでマイナンバーカードを取り外します。取り忘れに注意してください。

③取得したい証明書の種別や部数を選択

④マルチコピー機に手数料を投入

⑤証明書発行
証明書とマイナンバーカードを忘れずに！

*操作方法については、タッチパネル画面のガイダンスに従ってください。

Q&A

- Q** 証明書の交換や手数料の返金はできますか？
A コンビニ交付サービスでは交換や手数料の返金はできません。取得の際は画面操作に注意してください。
- Q** マイナンバーカードの交付を受けた日から利用できますか？
A 翌開庁日以降から利用できます。
- Q** 暗証番号を忘れてしまった場合、どうしたらいいですか？
A 暗証番号の再設定の手続きが必要です。本人がマイナンバーカードを持って住民課へ来てください。
- Q** マイナンバーカードを紛失した場合、どうしたらいいですか？
A 紛失や盗難にあった場合は、悪用防止のため下記へ連絡して電子証明書などの機能の一時停止を行ってください。
 マイナンバー総合フリーダイヤル
 24時間365日 ☎0120-95-0178

利用者の多いコンビニエンスストアでも個人情報を守られます

- ご自身で操作して証明書を取得するため、ほかの人に見られることはありません。
- 通信ネットワークの安全対策や証明書の偽造・改ざん防止対策などの個人情報を守る仕組みが構築されています。

マイナンバーカードは、公的な本人確認書類としても利用できるとも重要なカードです。他人に貸したり暗証番号を教えたりすることのないよう、取り扱いには十分ご注意ください。



問合せ 住民課 住民窓口グループ ☎(0564)62-1111(内線121) FAX(0564)62-6555